

第8章 環境影響評価方法書について意見を有する者の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第7条及び第8条第1項に基づき、平成29年4月27日から5月31日まで縦覧に供し、平成29年4月27日から6月14日まで意見を求め、提出された意見書は20通でした。

環境の保全の見地から意見を有する者の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表8.1に示すとおりです。

表 8.1 (1) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	1	具体的な工事場所・工事方法、地域住民及び生息動植物に対してどのような影響があるのかが示されておらず、バイパス計画の実施を優先しており、豊かな自然環境を享受する権利を奪うものと考えます。	本事業による環境への影響については、第11章(P.11-1-1及びそれ以降の頁)に調査、予測及び評価の結果を示しています。
	2	住みやすい都市計画と共に、諏訪地方の産業・観光の面から、地域の発展も見据えたルート選定を希望する。	バイパス案(山側ルート)については、P.3-24及びそれ以降の頁に示すとおり、交通の円滑化、災害に強い代替路の確保、交通安全の確保を図るとともに、生活環境等に配慮し、安心・快適な暮らしづくりや地域産業の活性化に寄与する道路であることを理由に、選定しました。
	3	(仮称)都市計画道路諏訪バイパス中心線は、県道諏訪湖四賀線のセンターに合わせて計画していただきたい。	ルート位置、構造の検討に際しては、道路の事業目的を勘案しつつ、走行性、アクセス性、安全性とともに、環境面や事業性(事業に要する費用や技術的な制約条件等)にも配慮のうえ、土地利用や他の都市施設等の計画と総合性、一体性を確保するように都市計画に定めていきます。
	4	都市計画のルートについては、地元住民の意見を聞いて決めていただきたい。	住民の皆様へ都市計画素案やルート・構造に関する説明会、公聴会を行い、ルートを決定してまいります。

表 8.1 (2) 方法書についての一一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	5	<p>市街地の環境保全の観点から、飯島区（諏訪市四賀）においては以下について対応いただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画路線の縦断高さは現国道 20 号の高さとし、中央分離帯を設置しないでいただきたい。 2. 計画路線により分断された余剰地の買い上げもしていただきたい。 3. 側道は設置しないでいただきたい。 4. 区の分断及び通学路の安全確保の観点から、スクランブル交差点又は歩道橋を設置していただきたい。 5. 計画路線が開通後も、茅野と諏訪を結ぶ通勤バイパスを整備し、残していただきたい。 	<p>ルート位置、構造の検討に際しては、道路の事業目的を勘案しつつ、走行性、アクセス性、安全性とともに、環境面や事業性（事業に要する費用や技術的な制約条件等）にも配慮のうえ、土地利用や他の都市施設等の計画と総合性、一体性を確保するように都市計画に定めていきます。</p>
	6	<p>床下浸水の対策として、飯島区内の主要水路 3 本について、改修を上流までしていただくとともに、川底の泥の撤去と定期的な泥等の清掃を実施していただきたい。</p>	<p>ご指摘の要望については、関係自治体の施設管理者に伝えました。</p>
	7	<p>大雨の時に新沢からあふれた水が大正堀に流れるよう、大正堀につながる水路にバイパス的な水路をつなげていただきたい。その他、改善が可能な箇所を調査していただきたい。</p>	<p>ご指摘の要望については、関係自治体の施設管理者に伝えました。</p>
	8	<p>尾玉町の宝である眺望景観と静寂、脱排気ガス環境を失わないよう、尾玉町の前面にバイパスを通す場合はトンネル構造としていただきたい。</p>	<p>尾玉町付近は、周辺環境への影響に配慮し、トンネル構造で計画しました。</p>
	9	<p>今後、人口や交通量の増加は考えにくいため、片側 2 車線の幅員は必要ない。</p>	<p>車線数は、地域の課題と当該道路に求められる機能から、4 車線としました。</p>
	10	<p>慈雲寺及び水月園周辺の歴史、環境等の面から計画について再検討いただきたい。どうしてもバイパスを造るということであれば、極力神社仏閣を避け、又、人里を離れた位置に願いたい。</p>	<p>ルート位置、構造の検討に際しては、道路の事業目的を勘案しつつ、走行性、アクセス性、安全性とともに、環境面や事業性（事業に要する費用や技術的な制約条件等）にも配慮して行います。</p>

表 8.1 (3) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
調査、予測・評価全般	11	<p>当慈雲寺境内地は 142 号線接点部分に隣接しており、このまま諏訪バイパスが 142 号線接点部分より直進のコースを通った場合、当寺へのさまざまな影響が懸念される。慈雲寺における歴史、歴史的景観、環境等については、下諏訪町、諏訪地域、長野県の観光振興にこれからさらに貢献できるものである。下記に記述する懸念事項に配慮した環境影響評価が行われ、より良いバイパス建設が行われるようお願いする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 慈雲寺の借景、境内の眺望景観に対する影響。 2. トンネル構造による地下水脈断水及び水涸れと、それに伴う植物への影響。生活水の保証期間（30 年間）後の対策。 3. 騒音による静寂な境内地の環境の悪化。震動による建造物の損壊。 4. 急傾斜地崩壊危険区域に計画路線を通わせることによる、地滑り及び土砂災害誘発の可能性。また、その対策として想定されるコンクリート擁壁による斜面の補強工事が及ぼす景観、環境の破壊。 5. 「下諏訪町景観計画」、「下諏訪町緑の基本計画」「下諏訪町総合ハザードマップ」等の既存計画との整合性。 6. 京都の作庭家であり、日本庭園研究家の方から、歴史的価値の高い庭園であるという調査報告がされている裏庭、築山泉水庭の水枯れ。 7. 岡谷市の作庭家の方から、おそらく県下最高の小間、広間の茶室のたたずまいであるとの意見をいただいた裏庭、茶室の眺望や茶室建築への影響。 	<p>ルート位置、構造の検討に際しては、道路の事業目的を勘案しつつ、走行性、アクセス性、安全性とともに、環境面や事業性（事業に要する費用や技術的な制約条件等）にも配慮のうえ、土地利用や他の都市施設等の計画と総合性、一体性を確保するように都市計画に定めていきます。</p> <p>本事業による環境影響評価については、第 11 章（P. 11-1-1 及びそれ以降の頁）に示すとおり、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するための環境保全措置の検討を行いました。</p>

表 8.1 (4) 方法書についての一一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
調査、予測・評価全般	12	住宅区域を縦断するような地域や、土砂崩れ、土石流災害等が懸念される地域では、特に大気質、騒音、振動、日照阻害、地形及び地質について、綿密に調査を行っていただきたい。また人と自然との触れ合いの活動の場であり、桜並木と水仙畑が諏訪市でも有数の名所である上川土手については、綿密に調査を行っていただきたい。	調査にあたっては、「道路環境影響評価の技術手法」等に基づき、環境状況や予測評価に必要な情報の把握に努めました。
	13	予測にあたっては、影響の有無の判断基準を記載していただきたい。また、予測結果が環境基準以下、あるいは影響が小さいと評価される場合でも、影響がある場合には環境保全措置を検討していただきたい。	調査及び予測の結果との整合性を評価する基準又は目標については、第 11 章 (P. 11-1-61 及びそれ以降の頁) に示すとおり、環境影響評価項目毎に示しました。また、評価にあたっては、基準または目標との整合に係る評価とともに、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するための環境保全措置を検討しました。
騒音・振動	14	騒音・振動について、調査・予測の地点数は適切に設定いただきたい。	騒音、振動の調査、予測地点については、P. 11-2-2 及びそれ以降の頁に示すとおり、住居等の保全施設の位置、計画路線の構造及び周辺の地形等を踏まえ、適切に設定しました。
水質・水象	15	道路（嵩上式）の存在並びに盛土工に係る「水質」「水象」を評価項目に追加していただきたい。	盛土工に係る水質（水の濁り）については、工事施工ヤードの設置の一部として、P. 11-5-1 及びそれ以降の頁に示すとおり、調査、予測及び評価を行いました。道路（嵩上式）の存在（盛土構造）に係る水質及び水象、盛土工に係る水象については、一般的には影響を及ぼすことはないと考えられることから、項目を選定しておりません。
水象	16	霧ヶ峰から諏訪地域に流れる地下水や表流水について、専門家の入った広範囲の地質調査により十分に検証していただきたい。また、霧ヶ峰からの伏流水を利用する南沢水源井戸や諏訪五蔵地域を「評価重点地域」に指定し、調査の方法等について丁寧に説明するとともに、工事後には定期的な状況調査を行っていただきたい。	地下水については、P. 11-6-14 及びそれ以降の頁に示すとおり、専門家の意見を聴きながら、地下水の広域的な連動性を把握できるよう適切に現地調査、予測及び評価を行いました。また、環境保全措置として、地下水への影響に配慮した施工方法等を採用するとともに、事後調査を実施します。 これらの内容については、丁寧な説明に努めます。

表 8.1 (5) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
水象	17	<p>当該地域は酒造業の盛んな地域でもあり、地下水については事前調査を行なった上で正確に評価いただき、水量、水質（濁り、ミネラル含有量・バランス等）に影響を与えないようにしていただきたい。また、予測評価の結果及び地下水に影響が出た場合の責任の所在については、霧ヶ峰からの伏流水を利用する地域、酒蔵に対し、丁寧に説明していただきたい。</p>	<p>地下水については、P.11-6-14 及びそれ以降の頁に示すとおり、専門家の意見を聴きながら、地下水の広域的な連動性を把握できるよう適切に現地調査、予測及び評価を行いました。また、環境保全措置として、地下水への影響に配慮した施工方法等を採用するとともに、事後調査を実施します。</p> <p>これらの内容については、丁寧な説明に努めます。</p>
地形及び地質	18	<p>計画想定地に沿って活断層があることから、地震が発生した場合の被害と復旧について、検証が必要だと考えられる。</p>	<p>道路構造については、事業実施段階で耐震性能を有する設計を行います。また、地震が発生した場合には、速やかに被害状況の把握及び復旧に努めます。</p>
地盤	19	<p>諏訪市四賀赤沼地籍及び桑原地籍においては、地盤が非常に軟弱であることから、以下について強く要望する。</p> <p>①環境影響評価により判断された、既存構造物（特に家屋、家庭敷地内の上下水道管）への影響評価の住民への報告</p> <p>②上記が環境影響評価項目に無い場合は項目追加</p> <p>③供用開始後の影響調査実施方法、頻度と結果報告方法の報告</p> <p>④供用開始後、予見できない問題発生有無確認のため、定期的な現地調査、家庭訪問や少人数規模の集会による聞き取り調査の実施</p> <p>⑤影響発生時の補償についての考え方説明</p>	<p>本事業では、軟弱地盤と想定される地域において、地下水位の低下が生じるおそれのある切土等の掘削工事、トンネル工事を予定していないため、地盤を環境影響評価項目に選定しておりません。</p> <p>なお、地盤への対応については、P.3-28 及びそれ以降の頁に示すとおり、事業実施段階で、詳細な地質調査を行い、必要に応じて地盤沈下の発生に十分配慮した施工方法等を検討してまいります。</p> <p>これらの内容について、丁寧な説明に努めます。</p>

表 8.1 (6) 方法書についての一一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
動物、植物、生態系	20	方法書における生態系の調査方法「(4)調査地点」「(5)調査期間等」の記述内容について、「動物・植物」の調査を活用するのか、「生態系」として違う調査を行うのかわからないため、記述を改めていただくことをご検討いただきたい。	生態系の調査については、方法書の段階で、P.10-22 に示すとおり、「(2)調査の基本的な手法」において、「動物」における動物相及び「植物」における植物相の調査結果を活用して、整理することを示していました。 生態系の調査については、P.11-11-1 及びそれ以降の頁に示すとおりです。
	21	上位性の種としてキーとなる猛禽類の調査期間は、「生態系」にしっかり記載したほうが良いと考える。ご検討いただきたい。	生態系の調査については、方法書の段階で、P.10-22 の「(2)調査の基本的な手法」において、「動物」における動物相の調査結果を活用して、整理することを示しており、その動物の調査に関する「(5)調査期間等」(P.10-20)には、猛禽類は2営巣期と示していました。 生態系の上位性の注目種に選定した猛禽類の調査については、P.11-9-3 及びそれ以降の頁に示すとおりです。
	22	フクロウ類やコウモリ類等、特殊性の対象種の調査もしっかりとお願いしたい。	生態系の特殊性の注目種に選定したフクロウ類の他、コウモリ類等については、P.11-9-2 及びそれ以降の頁で示すとおり、調査を行いました。
	23	オオワシについては、長年関わっている専門家の意見を十分聞いていただきたい。	オオワシについては、P.11-9-2 及びそれ以降の頁に示すとおり、専門家等からの助言を踏まえて、調査、予測及び評価を行いました。
景観	24	主要な眺望点の調査地域について、「実施区域及びその端部から3km程度の範囲」とする理由を、準備書に記載いただきたい。	実施区域及びその端部から3km程度の範囲は、「道路環境影響評価の技術手法」に基づき、認知限界距離を考慮し設定しており、P.11-12-2 に示すとおり、その理由を記載しました。
	25	高架構造を採用する場合は、諏訪の景観スポットになる様なデザインにしてください。	事業者が事業実施段階で、地域との調和を図る観点から色彩、デザイン等の検討に努めます。
	26	文献や既存資料、現地の状況から選定した眺望点から、「主要な眺望点」を選定する手順について確認いただき、準備書では記載にあたり整合を図っていただきたい。	主要な眺望点の選定については、P.11-12-2 及びそれ以降の頁に示すとおり、既存文献等で示された候補地点の中から、景観資源の分布、視覚的關係及び計画路線の位置等を踏まえ、主要な眺望景観の変化が生じると想定される地点を選定しました。

表 8.1 (7) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
人と自然との 触れ合いの 活動の場	27	春宮周辺（特に砥川の一部「浮島」と言われる場所周辺一帯）を人と自然との触れ合いの活動の場の調査箇所に加えていただくことをご検討いただきたい。	春宮周辺（特に砥川の一部「浮島」と言われる場所周辺一帯）を人と自然との触れ合いの活動の場として加え、P. 11-13-2 及びそれ以降の頁に示すとおり、調査、予測及び評価を行いました。
	28	人と自然との触れ合いの活動の場の「快適性」の予測では、アクセスの時間等だけでなく、「安全性」の観点も入れていただきたい。これは定性的な予測の上で、今後の配慮事項等に記載いただく程度で良いと思われるが、状況によっては対策を行っていただけるよう文章で残していただきたい。	人と自然との触れ合いの活動の場を改変し、快適性等に変化が生じる箇所では、P. 11-13-65 及びそれ以降の頁に示すとおり、安全性を考慮した環境保全措置の検討を行いました。